

小国町商工会員各位

中小企業者業態転換等支援事業補助金

本事業は、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響下の中で、経営力強化のためコロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築に係る取組みに対して、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助対象事業

策定した経営計画に基づいて実施する、業態やサービス提供方法の変更や追加等ビジネスモデルの再構築により経営力強化を図るための取組みであること。

下記①・②は加対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症による売上減少 ※市町村発行の「売上減少の証明書」が必要
- ②令和2年7月豪雨の直接被害を受けている ※罹災証明書または被災証明書が必要

※補助対象者 中小企業者

補助対象経費

使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できる経費、交付決定日以降に発生した経費、証拠資料で金額が確認できる経費等

補助上限額

200万円 (補助対象経費の3分の2以内)

受付期間 締切：令和2年10月15日(木)必着

※本補助金は商工会が作成する「経営支援プログラム」が必須となります。商工会職員と申請者が共同で作成しますので9月25日(金)までに申請書一式を小国町商工会までご持参してください。

詳しい内容につきましては、熊本県ホームページに掲載してあります公募要領等をご確認ください。

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35388.html

お問い合わせ先：小国町商工会 TEL46-3621